

令和 8 年度 税制改正見直し事項 (廃止 ・ 縮減)

(農林水産省水産庁管理調整課)

項目名	東日本大震災の被災者等が建造又は取得した漁船に係る所有権の保存登記等の免税措置の廃止											
税目 (条文番号)	登録免許税 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 41 条)											
見直しの内容	<p>(1) 現行制度の概要 被災者の経営再建を税制面から支援するため以下の登記に係る登録免許税を免除とする。</p> <p>① 被災した船舶等の代替船舶等を取得する場合における所有権の保存又は移転登記。 ② 被災した船舶等の代替船舶等の取得のための資金の貸し付け等に係る債権を担保するための抵当権の設定登記。</p> <p>(制度経緯) ・平成 23 年度 創設</p> <p>(2) 要望の内容 適用期限 (令和 8 年 3 月 31 日) の到来をもって、本特例措置を廃止する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="895 969 1495 1137"> <tr> <td>平年度の増収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の増収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の増収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
廃止又は縮減の理由	<p>東日本大震災から 14 年あまりが経過し漁船の買い替えが進み、近年の適用実績が僅少である。今後も被災した償却資産の代替となる漁船を取得するケースはほとんど見込まれないことから、本特例措置の廃止を要望する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p>											

令和 8 年度 税制改正見直し事項 (廃止 ・ 縮減)

(農林水産省)

項目名	東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の非課税措置の廃止											
税目 (条文番号)	印紙税 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 51 条)											
見直しの内容	<p>(1) 現行制度の概要 東日本大震災の被災者が東日本大震災により滅失又は損壊したため取り壊した漁船に代わるものとして建造又は取得する場合に作成する譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書について印紙税を非課税とする。</p> <p>(制度経緯) ・平成 23 年度 創設</p> <p>(2) 要望の内容 適用期限 (令和 8 年 3 月 31 日) の到来をもって、本特例措置を廃止する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="895 831 1495 999"> <tr> <td>平年度の増収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の増収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の増収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
廃止又は縮減の理由	<p>東日本大震災から 14 年あまりが経過し漁船の買い替えが進み、近年の適用実績が僅少である。今後も被災した漁船の代替となる漁船を取得するケースはほとんど見込まれないことから、本特例措置の廃止を要望する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p>											

（農林水産省経営局農地政策課）

項目名	東日本大震災の被災者等が被災した農用地の代替農用地を取得した場合の所有権の移転登記等の免税措置の縮減		
税目（条文番号）	登録免許税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 40 条の 2）		
見直しの内容	<p>（1）現行制度の概要</p> <p>被災者が、東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となった農用地（以下「被災農用地」という。）又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内（※1）に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という。）について、</p> <p>① 被災農用地又は対象区域内農用地の代替農用地を取得する場合（※2）における所有権の移転登記</p> <p>② 被災農用地又は対象区域内農用地の代替農用地の取得のための資金の貸し付け等に係る債権担保するために受ける抵当権の設定登記で令和8年3月31日（※3）までの間に受けるものについては、登録免許税を免除する。</p> <p>（※1）旧警戒区域及び旧計画的避難区域（区域見直し後においては帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）</p> <p>（※2）警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地に代わる農用地については、当該警戒区域設定指示等が解除された日以後3か月以内に取得。</p> <p>（※3）警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた被災農用地の代替農用地の所有権の移転登記については、その取得後1年以内に受けるもの。</p> <p>（2）要望の内容</p> <p>本特例措置のうち、被災農用地に係る特例について、適用期限（令和8年3月31日）の到来をもって廃止し、特例措置の対象となる農用地を対象区域内農用地に縮減するもの（※4）。</p> <p>（※4）対象区域内農用地の代替農用地を取得する場合の特例は恒久措置。</p>		
	平年度の増収見込額	-	百万円
(制度自体の減収額)	(-	百万円)
(改正増減収額)	(-	百万円)
廃止又は縮減の理由	<p>被災農用地について、営農再開に向けて着実にその復旧を進めるとともに、代替農用地を取得して経営再建を図ろうとする被災者に対しては、税制面からの支援措置を講じることにより、農業の振興及び食料供給基地としての再生に寄与することを政策目的としてきたところ、被災農用地の復旧が進み、近年の実績や今後の取得見込みもなく、その役目を終えたと考えられるため、適用期限をもって廃止する。</p>		

（農林水産省経営局農地政策課）

項目名	東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の非課税措置の縮減											
税目（条文番号）	印紙税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 50 条）											
見直しの内容	<p>（1）現行制度の内容 被災者が、東日本大震災により耕作若しくは養畜の用に供することが困難となった農用地（以下「被災農用地」という。）又は警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域（※1）内に所在していた農用地（以下「対象区域内農用地」という。）について、</p> <p>① 被災農用地又は対象区域内農用地を譲渡する場合 ② 被災農用地又は対象区域内農用地に代わる農用地（以下「代替農用地」という。）を取得する場合 ③ 代替農用地に係る地上権又は土地の賃借権を設定し、または取得する場合に被災者等が作成する不動産の譲渡又は地上権の設定等に関する契約書のうち、平成 23 年 3 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日（※2）までの間に作成されるものについては、印紙税を非課税とする措置。</p> <p>（※1）旧警戒区域及び旧計画的避難区域（区域見直し後においては帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域） （※2）対象区域内農用地に係るものについては、警戒区域設定指示等が解除された日以後 3 か月を経過する日と令和 8 年 3 月 31 日とのいずれか早い日まで。</p> <p>（2）要望の内容 本特例措置のうち、被災農用地に係る特例について、適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止し、特例措置の対象となる農用地を対象区域内農用地に縮減するもの。 また、対象区域内農用地の代替農用地を取得する場合等の特例については、恒久措置とするもの。</p> <table border="1" data-bbox="890 1167 1505 1332"> <tr> <td>平年度の増収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（—</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>			平年度の増収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（—	百万円）	（改正増減収額）	（—	百万円）
平年度の増収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（—	百万円）										
（改正増減収額）	（—	百万円）										
廃止又は縮減の理由	被災農用地について、営農再開に向けて着実にその復旧を進めるとともに、代替農用地を取得して経営再建を図ろうとする被災者に対しては、税制面からの支援措置を講じることにより、農業の振興及び食料供給基地としての再生に寄与することを政策目的としてきたところ、被災農用地の復旧が進み、近年の実績や今後の取得見込みもなく、その役目を終えたと考えられるため、適用期限をもって廃止する。											

項目名	被災代替償却資産に係る特別償却の特例措置の廃止		
税目 (条文番号)	所得税、法人税 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2)		
見直しの内容	<p>(1) 現行制度の概要 個人又は法人が、令和 8 年 3 月 31 日までの間に、東日本大震災に起因して当該個人または法人の事業の用に供することのできなくなった船舶 (漁船) に代わるもので、その製作後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合に、その取得価額の 24% (中小企業者等以外の法人の場合 20%) の特別償却ができる。</p> <p>(制度経緯) ・平成 23 年度 創設 ・平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期間を 2 年間 (平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日) 延長 ・平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間 (平成 31 年 3 月 31 日まで) 延長 ・令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間 (令和 3 年 3 月 31 日まで) 延長 ・令和 3 年度 対象範囲から車両運搬具 (四輪車及び軽四輪車) を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間 (令和 5 年 3 月 31 日まで) 延長 ・令和 5 年度 対象範囲から機械及び装置並びに建物及び構築物 (増築部分を含む) を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間 (令和 8 年 3 月 31 日まで) 延長</p> <p>(2) 要望の内容 適用期限 (令和 8 年 3 月 31 日) の到来をもって、本特例措置を廃止する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p>		
	平年度の増収見込額	—	百万円
(制度自体の減収額)	(—	百万円)	
(改正増減収額)	(—	百万円)	

廃止又は縮減の理由	<p>東日本大震災から 14 年あまりが経過し事業用資産の買い替えが進み、近年の適用実績が僅少である。今後も被災した償却資産の代替となる資産を取得するケースはほとんど見込まれないことから、本特例措置の廃止を要望する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。</p>
-----------	---